

総務常任委員会会議録

[平成28年 3月15日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成28年 3月15日
午前10時00分 開会
午後 2時51分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	森 上 祐 治
副 委 員 長	蛭 子 智 彦
委 員	熊 田 司
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	柏 木 剛
議 長	原 口 育 大

欠席委員（1名）

委 員	北 村 利 夫
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
危 機 管 理 部 長	佃 信 夫

企画部長(うずしお世界遺産登録推進担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長	細	川	貴	弘
市民部長	高	木	勝	啓
福祉部長	馬	部	総	一郎
農商部長	神	代	充	広
建設部長	岩	倉	正	典
教育委員会教育次長	藤	岡	崇	文
会計管理者	堤		省	司
危機管理部危機管理課長	藤	本	和	宏
企画部秘書課長	田	村	愛	子
企画部ふるさと創生課長	北	川	真	由美
企画部うずしお世界遺産推進課長	阿	部	員	久
企画部情報課長	富	永	文	博
総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	垣		光	弘
総務部財政課長	和	田	幸	三
総務部管財課長	土	肥	一	二
市民部市民課長	山	崎	稔	弘
市民部税務課長	榎	本	輝	夫
市民部環境課長兼衛生センター所長	北	口		力
会計課長	松	本	典	浩
監査委員事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長	片	山	雅	弘

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	6	
(1) 議案第26号	南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について	3 9
(2) 議案第27号	南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定について	4 0
(3) 議案第28号	南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	4 1
(4) 議案第29号	南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	4 4
(5) 議案第30号	南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 5
(6) 議案第31号	南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 6
(7) 議案第32号	南あわじ市職員の退職管理に関する条例制定について	4 8
(8) 議案第33号	南あわじ市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について	5 0
(9) 議案第34号	南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 4
(10) 議案第35号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 6
(11) 議案第36号	南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	5 7
(12) 議案第37号	南あわじ市行政手続条例及び南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	6 0
(13) 議案第38号	南あわじ市財産区管理会特別会計条例の一部を改正する条例制定について	6 1
(14) 議案第39号	南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について	6 2
(15) 議案第40号	南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について	6 3
(16) 議案第41号	南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 5
(17) 議案第42号	南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について	6 6
(18) 議案第43号	南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について	7 2
(19) 議案第53号	南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定	

	について……………	7 2
(20)	議案第 4 号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第 7 号）……………	6
(21)	議案第 5 号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） ……………	3 2
(22)	議案第 6 号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） ……………	7 3
(23)	議案第 9 号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	7 7
(24)	議案第10号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	7 8
(25)	議案第59号 権利の放棄について……………	8 0
(26)	議案第60号 財産の無償貸与について（旧丸山小学校）……………	8 1
(27)	議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（大川・ 土生・円実辺地）……………	8 4
(28)	議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（払川・ 油谷辺地）……………	8 5
(29)	議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野辺 地）……………	8 6
(30)	議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（黒岩・ 惣川辺地）……………	8 6
2.	閉会中の所管事務調査の申し出について……………	8 7
3.	その他……………	8 8

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成28年 3月15日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時51分)

○森上祐治委員長 おはようございます。

昨日までの予算審査特別委員会に引き続きまして、きょうは総務常任委員会ということでございます。委員会の委員の皆さん方、また執行部の皆さん方、さぞかしお疲れとは思いますが、また本日も慎重な御審議よろしくお願ひしたいと思ひます。座って司会をさせていただきます。

執行部挨拶、中田市長。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

きょうは、総務常任委員会の付託をお願いいたしました案件を御審査願うわけですが、大変数多くの案件でございます。慎重審議、適切な御決定をお願いしたいと思ひます。

また、森上委員長、副委員長の蛭子副委員長、本当に昨日まで4日間、予算委員会、御苦労さんでございました。委員長、副委員長の手腕のよさで、スムーズに終えることができました。感謝申し上げます。

今、国のほうでは、いろいろと予算を年度内にとということで取り組んでおります。確かに、いろいろと3本の矢、私どもも期待はいたしてはるんですが、なかなか末端のほうにはその効果があらわれてきてないというのが現実でございまして、日銀の会議も2日間行われると、その中で、下方修正されるんでないかというような話も聞こえてきております。やはり何といたっても景気を回復してもらう、このことが末端においても求められることであろうと思ひます。

いずれにいたしましても、南あわじ市の全体がそういう流れになることをいつも思っている一人でございます。どうぞ、大変な中身でございますが、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

この後、中座させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○森上祐治委員長 それでは、ただいまより総務常任委員会を開会します。

北村委員が体調不良のため、本日欠席ということをお報告いただいております。

ただいまから、第66回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たりまして、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

1. 付託案件

(20) 議案第4号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第7号)

○森上祐治委員長 説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更しまして、議案第4号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑は分割をして行います。

まず、繰越明許費、地方債補正、歳入までの審査を行います。

ページ数は、20ページまででございます。

質疑はございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、16ページの大鳴門橋記念館施設移譲交付金、これについてちょっと説明していただけますか。3億8,800万ですね。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長(神代充広) おはようございます。ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。これにつきましては、県のほうからこの記念館について、今年度末に移譲を受ける予定でございます。それに伴いまして、大規模改修等の必要がございますので、県のほうから3億8,800万をいただきまして、一部、27年度に工事のほうを予定をしております。それにも充当しておりますが、残った分については、基金に積み立てを行いまして、28年度で主としてうずしお科学館の改修工事になるわけなんです。それを行う予定となっております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 確かにその平成28年度の予算でも改修工事が入ってましたよね。こ

の中の交付金のほうからその費用を充てるということになるんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 出のほうでもあるんですけども、出のほうでも詳しく聞けばよかったですけど、もう出とるので聞かせてもらいますが、この改修工事の内容、27年度と28年度とどのようにやっていくのか、その具体的な内容を説明いただけますか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 27年度ですが、今回、1,500万円減額をしております、最終的には1億2,500万の歳出になります。これについては、内部の一部、設備関係の改修であるとかを予定しております。28年度については、先ほども申し上げましたように、一番大きいのはうずしお科学館の部分のリニューアル工事でございます。それと、一部、外部の改修工事もしていく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そのリニューアルの具体的な中身というのはどんなものになるんでしょう。魅力のあるものにしないと結局、すぐに渦潮、生で見るものも今、あるわけですから、そちらのほうがいよいよ魅力があると思うんですよね。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今ございます科学館の分について、全面的にリニューアルを予定してます。一部、目玉としては、渦潮のメカニズムを再現するような大きな模型、水槽といったようなものが一つの目玉というふうになってこようかというふうに思います。以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　それと、これは市長もおっしゃっておられましたけれども、できれば県で見てもらいたかったと。しかし、県の事情でというふうな話でありましたけれども、これを維持していく上で、県からの支援というものの継続性、こういうのはないんでしょうか。

○森上祐治委員長　農商部長。

○農商部長（神代充広）　今回、3億8,800万、県のほうでも配慮いただきまして、いただくことになりました。できれば、少しでもその一部を残して、今後の修繕に充てたいというふうには思っておるところでございます。

一旦、市のほうに受け取りますので、県のほうからはもう手が離れますので、今後はもう市のほうで維持管理をしていくことになるというふうに思います。

○森上祐治委員長　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　渦潮世界遺産登録運動というような運動もあるわけですね。そうした運動も県も力を入れるというようなこともあれば、何かの形でつながりがあるような、歳入として何かの支援が得られるような仕組み、そういうのも当然必要になってくるんじゃないのかと。そういう一つの運動の拠点の一つにもなっていくようなものにはなるんじゃないんですか。そういう観点から、県にやはり要請はしていくべきではないのかなというふうに思うんですけれども。考え方としてですよ。いかがでしょうか。

○森上祐治委員長　農商部長。

○農商部長（神代充広）　おっしゃるとおり、今後、世界遺産登録に向けて、県のほうと連携していろいろな運動を展開していく必要があるとは思いますが。ただ、ハード面については、今回、移譲を受けますので、そこはこれで一区切りかなというふうに思います。ただ、ソフト対策等、違った面で県のほうにもいろいろと御支援をしていただく必要は当然あるというふうに思います。

○森上祐治委員長　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　イングランドの丘もそうだったと思うんですね。ソフト対策ということでないですけれども、コアラの飼育に対しての県の支援というのも残っておるとい

うようなこともあって、ですから、そういう角度からも。我々も、これは共産党の県会議員を通じてそういう支援というのは求めていきたいなというふうに思っておりますので、地元からの声も上げていただかないと、空回りになりますのでね。そういう点からも、現場からの声もぜひ上げていただきたいというふうに思っておりますので、新年度に向けて今後の事業展開に向けて、そうしたスキームも十分考えていただきたいことを思います。その点、努力していただきたいと思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の蛭子副委員長の質疑の中で、部長が、今、3億8,800万円でもし余るようだったら基金に積んでおこうと思っておったがというような発言があったかと思うんですが、これはあれですか、県は、このリニューアルに対して、3億8,800万円を交付しますので、どうぞそのお金の中で直してくださいということですか。それとも、リニューアルするのにこれだけのお金が要るから、県のほうから交付してくださいというふうな、どっちですか、まず。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 一応、リニューアル、うずしお科学館の分も含めてこれだけ経費がかかりますということで試算をして、県のほうもそれを通していただいておりますけども、あとの改修については、市のほうで、今、全てそのお金を使って改修するのか、今後、時期を見て改修していくのは、それは市のほうで御自由にやってくださいということは聞いております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、今回、この3億8,800万というお金を全部使ってリニューアルするんですか。それとも、今、当初、蛭子副委員長の質疑の中で聞いたとったら、とにかく当面2億円ぐらいで整備せんかと、あとの1億8,000万円は時期を見て修繕していこうというような考え方も成り立つわけか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） おっしゃるとおりでございまして、かなり今回の工事についても大きな工事になりますので、なかなか全面的に一発にできてしまうかどうかというの

もまだわかりませんので、若干その基金の一部を残しておりますので、今回積む基金については、全額取り崩すんでなしに、一部残しておりますので、そこら辺は今後、こういった形であと工事をしていくかについては、考えていきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ここまで聞けるんかどないか知りませんが、この一部残しておりますという、その一部というのはどれぐらいの金額ですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 予算上は、1,600万程度残ったような形になってます。ただ、工事でございますので、一応、見込みという、予定ということで上げておりますけれども、できるだけ経費を抑えたような形で、工事のほうは実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこれ、今の話だったら、3億8,800万円入ってきて、千何百万円残っておるということは、おおむねリニューアルの経費でほとんど、九十数%要っというところでしょうか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今回実施しますのは、世界遺産登録に向けた形でのリニューアル工事というふうな意味合いで予算のほうは置いておるんですけども、今後、施設がかなり経過もしておりますので、今後、老朽化対策等も必要になってくる場合があると思います。そういった形で、幾分かは、いただいた基金のほうについては残しておきたいという考え方を持っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、今言われた幾分か残しておきたいというのはほんでええけど、そんで、そのお金で大体今、市として思っるとる当面しなくてはならんという事業、補修工事とかそういうのは、当面のあれはできるんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今回、27年度でもリニューアル工事、1億2,500万円投入しまして、設備改修等も行っておりますので、維持修繕については、一旦はできているのかなというふうに思います。ただ、今後、10年、20年を見据えた中では、やはり老朽化対策の工事も必要になってくるというふうには感じております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、今後、リニューアルとかもろもろの補修についたら、今残っておる千数百万円も当然使えると思うんですが、あとはもう、今度は市からの一般会計からの繰り入れでやっていくということになりますか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 財源については、一部、基金も積み立てを毎年しておりますので、そこらあたりも使いながら、足らずについては一般財源というふうになるかと思えます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 その基金ですが、南あわじ市はうずのくから施設利用料を、売上の5%であったと思うんですが、6,000万ぐらいですか、ことしも基金に6,000万円ぐらい積むようになっていったと思うんですが、この施設利用料の市への収入は、これはもう全て一般財源に入れるんでなしに、全て基金に積んでおくわけですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） その予定でございます。

○森上祐治委員長 ほかにも、
中村委員。

○中村三千雄委員 収入で地方創生加速化交付金で入って、支出で農用地空撮の業務委

託料と思うんですけど、この主な、どのような事業ですか。御説明願います。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） この地方創生加速化交付金につきましては、2種類ございまして、一つは今、発信をしておりますあわじ国、シティプロモーションムービーの継続事業ということで、5,000万の国に対して交付申請を行っておるところでございます。

それから、もう一つにつきましては、これは、農地整備課のほうの事業になるわけなんですけども、ドローンを利用して航空写真の撮影を行いたいということで、農地の現況を把握するためにドローンを飛ばすと。市の農地の耕作状況、作付状況を把握して、今行っております事務の一助としたいというようなことでございます。

このドローンを導入することによって、新たな産業の育成であるとか新規雇用に結びつけていきたいということで、国のほうに3,000万の申請を上げております。その二つでございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ドローンを使ってということで、これは、ドローンは購入しないわけ、この中には入ってないんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ドローンについては、購入の予定はございません。業者のほうで用意していただいて、システムの作成であるとか、航空写真の撮影と成果品の納入について入れていただくという予定でございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 今までも航空写真、いろいろ市では撮っておるんですけども、それとはまた目的、主たる目的というのは、農地の確認ですか、どうですか。今、さっき言いよった放棄田とかそういうようなのを言っとったんですけど、主たる、国から示されておる主たるこの目的はどんな形でやりなさいというような国の方針ですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 国からその方針といったようなものが示されているわけではないんですけども、こちらのほうでこういった事業に利用したいということで申請を上げてます。先ほども申しあげましたように、耕作放棄地の状況であるとか、作付状況、それから、転作の状況、そういったものの確認に利用できるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 転作とか状況というのは、その都度その都度、四季相応によって違ってくると思うんで、どの基準にして、どういうふうな形、秋撮ったら転作、また冬作になれば、また中も狂ってくるわな、作物が。そういうようなものは、市としてそれは何を目的というのか、調べるのはわかってるけど、一年中を通じて調べた、それが将来において参考になるかならんかというのは、不自然と思うんですけども、そこらどんなですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 当然、おっしゃるとおり、撮った時期によって当然違いますので、それは、1回でなしに、年に数回撮っていくというような予定であります。通常の航空写真ですと、なかなか経費の面もありますので、何回も飛行機を飛ばすということはいませんが、ドローンであればやっぱり小回りが利くというようなことで、数回実施したいというふうに考えてます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 もう一つのあわじ国のということで、今回は、継続というような話を、この5,000万についてはそういうようなあわじ国のPRとかそんなのを兼ねて継続ということをおっしゃってありますが、これはもう継続というのは、これで終わるわけですか。後はあるということですか。どういうようなことですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これで終わるといえるのか、これが27年度の補正予算ですが、実施については28年度ということになります。当然、地方創生の事業で実施をしておりますし、目的が美菜恋来屋の集客数をふやすといったような、集客数とか購買額をふやしていくというような目標もございます。ですから、一応、KPIという指標の目途でござ

います5年後が目標になっておるんですけども、それまでの間、予算の関係がありますけども、実施をしていくべきではないのかなというふうには、担当のほうとしては思っている次第でございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは、先ほど言った5年間ということですので、あとその間に事業とか、こんなことをやりたいという事業が発生してくると思うんですけども、それは、今度は市の一般財源でやるか、この継続事業として創生事業の中で対応できるわけですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） この加速化交付金については、10分の10の国庫補助になるわけなんですけども、28年度の当初、これは予算委員会の中でも質問があったとは思いますが、新型交付金というのがあります。それは、国庫補助が2分の1になりますので、残りの2分の1については、一般財源というふうになっていくというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 13ページの臨時福祉給付金の給付事業費補助金で、833万円の減額になっておりますが、まずこのことについて聞かせてくれますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） この分につきましては、当初は8,510万を予定をしておりました。10分の10の補助金で8,510万の収入ということの予定だったんですが、賃金ですとか振込手数料、また、システム改修の委託料、それから、コピー機の委託料などが一部減になったというようなことで、このたび補正で減をしているということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、私は見たときに、対象者数が100%給付が受けられなかつ

たんではないのかなと思ったんですが、これ、対象者は何人が対象者であったんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 済みません、対象は、もともとといますか、6,000円掛ける1万900人で歳出のほうで予算を置いておったんですが、それが1万100人というふうになったということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これは、当初の対象者による支出の減は500万ぐらいか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） おおむねそうです。480万でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の数字を聞いてますと、給付、これは本人申請ですか、市からのお知らせとか何かによって本人申請してるわけですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 恐らく対象者になるであろうという方に案内をさせていただいて、申請をしていただくということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ことしこれ、27年度は、1人当たり6,000円。昨年度は2万円だったか、1万円だったか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 1万円の方と1万5,000円の方がございました。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 その結果、どうですか、給付率というんですか、対象者に対してどれだけ給付できるとかというのは、去年とことしでは割合はどの程度になってますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 去年の最終が、人数で申しますと、対象者人数が1万908人で、そのうち申請をしていただいた方が9,968人ということで、その申請率に申しますと、91.38%ということでした。27年、これはまだちょっと確定のものまで持ってありませんが、2月の時点でございますが、対象者の人数が1万447人、そのうち申請があったのが9,594人ということで、91.83%ということで、去年の最終の数字よりは少し上がっているという状況でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 まあ、部長、これはそれでええと思うのやけど、このいわゆる1割弱の対象者で給付できてないというのは、これはどないいうこと。市はもう紹介しました、取りにこないのはあなたの責任ですよということなんで、そういう体制で行っておるわけか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） いろいろ、もちろんその通知もさせていただいておりますし、広報でも何回も申請がいつまでですよとかというような案内もさせていただいております。改めて1件1件、何ですかみたいなことまではやっていないということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 こういうお金はありがたいお金で、大勢の人は、対象者であれば申請して給付を受けるというのがあると思うんですが、この1割ぐらいの人というのは、結局どういような人がこれ、受給されてないんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） ちょっとそこまではっきりはわからないんですが、時々、電話なんかで問い合わせとかあって、もうそれやったらええわとかいうような方も実際にはおられます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 結局、市としたら、1割弱の人、あえて何でかというようなそういうところまで調査せず、知らせました、申請ありました、交付しましたということでやっていっておるんであって、あとそういうことは、自治会とか民生委員さん等に給付をふやすための努力というか、そういうことはもうこれといってしてないわけですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） そういったことまではやっておりません。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、その同じ欄の一つ上に、生活困窮者自立支援事業補助金の730万の減額となっていますが、これ、当初、どれぐらいの予算を置かれてたんですかね。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） この分については、タイトルでは生活困窮者自立支援事業補助金となっておりますが、その中身といたしまして、安心生活基盤構築事業の委託料ということで、社会福祉協議会のほうに委託をしてるわけですが、その分として、もともと当初予算で置いておりましたのは、市が1,000万を出す、国から1,000万をもらうと、国については、その対象事業を、対象の基準額が2,000万ということで、2分の1をもらうということで1,000万ということなんですが、それで合わせて2,000万を社会福祉協議会に支出をするという予定でおったんですが、これが、国の基準額が、前は2,000万だったんですが、1,000万に国の基準額が変わったということで、1,000万の2分の1しか、500万ですけども、国の補助がないというようなことになり

まして、それでもって市の1,000万は変わらないというようなことで、この分で500万がマイナスになったということでございます。

残りの230万の部分ですが、地域福祉等推進特別支援事業というのがございまして、これが、当初は対象事業費が460万で、その2分の1、230万を収入するという予定であったんですが、これが補助の対象外になったというようなことで、その両方合わせて730万のマイナスをしているということでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 としますと、そういう減額になってしまったということなんですが、この生活困窮者自立支援事業の利用者の人数は何人かわかりますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） これ、4月から1月までの部分でしかちょっとわかりませんが、受け付けの件数が48件で、実際にはその人でいいますと48人ということになるんですが、実際には何回も相談されてる方がおられます。延べの件数にしますと、285件の相談を受け付けているという状況でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 国のほうは減額をされましたが、この状況から、今、48件のそういう対象があったということで、これについては、市としてはどうですか、この事業はもう金額的には足らなかったという思いはありますか。大体予定どおりだったという思いですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 予定どおりかどうかというのは、ちょっとそこはわかりませんが、金額が足りないということではないというふうに思っております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、この支援事業を受けられた方のその後、どういう状況ですか。きちっと自立ができているとか、そういうような状況はありますか。この48件の中で。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 支援といたしますか、その相談の内容なのですが、いろいろあるんですけども、多いところでいいますと、生活する収入があるけども生活費が苦しいといったこと、それから、健康をめぐる問題、それから、多重債務とかいったこと、それから、仕事が見つからないというようなことなんか相談の内容としては多かったんですが、その相談を受ける中で、支援の内容といたしましては、生活保護につないでいったというような関係が8件ございます。それから、社協の小口資金の貸し付けをしたというようなのが7件ある、それから、単に相談だけで終了しているというのも12件ほどございます。主なところでいいますと、そういったところでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 19ページ、灘黒岩水仙郷施設使用料が800万円の減額になっておるわけですが、これは、まず800万円というのは、幾らから800万円の減額になったのか、800万円が丸々減額になったのか、どちらですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 入園者数に係る使用料について減額をしています。そのほかに食堂、それから売店の売上といったものがあるんですけど、その分を含んで800万の減額というふうになっておると思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、部長、この入場料に対する使用料ということなのですが、この800万円というものは、入園者何万人に対しての金額を見込んでおったわけですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 6万人であったと思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、たしか今の指定管理、今回たまたま灘黒岩水仙郷の指定管理がまた新たに議案として上がってきておりますので、またちょっと見たら、利用料とかそういうのが今回、27年までのとちょっと変わっておるようなんですが、その3年前は、入場者の金額、2,500万であったと思うんですが、2,500万までは指定管理者、2,500万から3,300万円は市、3,300万円を超えた分については折半ということであったのが、3年前に変わって、ちょっとよく資料を見てみらんとわからんのですが、5万人までは地元、5万人から超えたときに段階的に、市といわゆる指定管理者との取り分が段階的に変えてあったと思うんです。今回、この800万円のマイナスということは、いわゆる市の取り分が全くないということになった結果であると思うんです。

一般質問等でも聞きましたが、入場者数が2万3,000人ですか、そういうことであって、5万人までは全額ふるさと会、指定管理者であったと思うんです。ということは、結局、市のほうに施設利用料、使用料というのは、もう全く入ってきてないということなんですわね。であると思うんです。

入場料収入がなかったんですから、それはもうやむを得んとして、この契約の中で、これはまた所管で、別の委員会のほうで、また指定管理のほうで詳しく説明というか審議があると思うんですが、これ、我々も思うのには、今の市の指定管理という基本は、あらゆる、簡単にいうて、営業できるように全てを市のほうで整えました、あと、運営をやってくださいよというのが基本なんです。

この灘黒岩の水仙の指定管理を見てますと、地代というものが指定管理者が払っておるように思うんですね。地代というのは、本来、施設そのものを運営できるようにして、あとの運営を指定管理者にやってもらうというのが基本であるわけですね。でないと、地代を払うということは、言いかえれば、例えば、どこの施設でもいいんですが、施設を指定管理しました、その施設の家賃もあんだのところが、指定管理者は払ってくださいよというようなことになるわけですね。あくまでも市の施設を運営を指定管理しとるわけでしょう。

そうなってきましたと当然、施設利用料というお金の計算もまたこれ当然、変えらんといかんと思いますよ。当然、変えらんといかんと思うんですが、ここら、これ、副市長、どない思いますか。この考え方は。地代まで指定管理者に払わせとるとということよりも、市は、施設、地代、土地そのものは市が管理してます、あとの運営は指定管理者にお願いするというのが基本的な考えやと思うんですが、ここら副市長、どない思いますか。

地代まで指定管理者が払うべきものか、地代は市が払って、あとの運営を指定管理者にさせるのか。当然、そのことによって、施設利用料は当然変わってきますけどね。基本的な考え方、どないですか。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 地代の話ですけど、そういうのはほかにもあります。例えば、西淡町の海釣り公園、これについては、漁場使用料みたいなものがある、それについては指定管理者のほうから支払っていただいているということでございますので、それは双方話し合いの中で、どちらが持つかということは決めていけばいいんじゃないかなと思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 まあ、副市長、金額を正確に地代、幾ら払っとるかもようわからんですが、あの借地と市との土地の所有の配分というのは、市の持ち分と借地の面積というのはどないなっとるんですか、実態は。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 面積の割合はわかりませんが、何でこうしたかという話は、借りてるところについては、地元の方がお持ちの水仙山なんです。それを、市と直接やりとりするよりも、結果は、以前は地元の自治会に指定管理してたわけですので、その自治会とお持ちの方とが直接話をさせていただくほうが、スムーズに話ができるだろうというふうなことで、このものについての地代については、指定管理者が交渉をして、その中から払ってくださいということにしました。それを継続してるのが今なんです。それも、今も地域の方が指定管理を受けてるわけですので、そのほうが賃貸借契約の交渉をするのが非常にしやすいんじゃないかなというところで、双方納得の上でやっております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 私の考えは、やっぱり市というものは、全てのものは市が管理して運営は指定管理者にするというのが基本であると思うんですね。このことは、また産業厚生常任委員会のほうで付託されて、ちょうど契約をし直すことになりますので、また十分、審議してもらうたらいいと思うんですが、このことについてはもう終わっておきます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員　　今、印部委員のちょっと関連で質問させていただきます。質問というか、確認をしたいと思います。一応、議案は来年度から5年間ということで、ふるさと会、今、議案が出ております。これは、担当委員会に出たんですけども、現実には、これは今、地代のこととか経過を今、副市長はあない言いましたけど、私はずっとかかわってきたので、余り口出したらいかんと思ったんですが、今回のそういうような自然災害を見たときに、本当に市は、こんな状態は僕は想定、どこもしてなかったと。指定管理者もしてなかったと。

しかしながら、本当にこのたび、こういうようなもうほとんど全額なんですね、800万というのは。当初計画入るといのは全然入ってないということになりますと、指定、今、地代が420万ですよ。そして、水仙山を借りるのに250万。それで、約700万は、これは固定として必ず払わないかん。

ほんで、今、現実には2万3,000人で、2万人は一応正常にいったけども、あとどうしようということで、ぎりぎりまで進んで、入場料を300円にあとは抑えたということで、現実、1,000万です。それと、先ほど売店については0.5%とか、そういう話ですけども、その売店の収入もほとんど半額以下ですね。

そやから、現実には考えた場合、ことし考えた場合には、もう全く、人件費もこの間精算してました、300万ぐらい払うたというふうなことを言っておりますし、それから、その中で年間のイノシシ、鹿入らんような対策に1年中管理しとるんですね。

それから、あそこは道の駅、便所、一応、道の駅になっておるんですけども、これはもう、県の指定でないんですけども、市は道の駅と書いてあるんですね。そしたら、あけとかないかん。そしたら、その便所はもうやっぱりあけとかないかんから、やりっ放しで、もうその管理も1カ月に1回かしとるとい、そういうふうな現実には今、やっとなるんです。

今までは、3年前、地域で、今、副市長が言った地域であったからわかるんですけども、これは、地域が受けようとするか、誰が受けようか、基本的には今、私は今、印部委員が言いよったような、するのは当たり前やと思います。しかし、800万の赤字は出しておりますけども、現実には、3年度の最終、ことし、雪でやれなんだということは、もうそういうような支払い払うて、400万からの赤字ですよ。完全に赤字。受ける人が。

それは、そんなの言いよったら、そんな、ほかのところがやったらどないすんだというふうな論法はあると思うんですけども、今回の一つの契約のこの中には、自然災害のとき、災害のときには双方協議するということ、今回、これを入れておるといんですけども、3年前は入れてなかったというふうな、入れてないから、現実には払えんというふうなことで、私は済まん。その場合に、要は受けたところで、もうこんな状態だったらというて、受けなんだ場合ね。まあ、いうたら、夜逃げしたたらいかんけど、関係ないというふうな可能性も考えないかん。

そやから最低限、今回の支援、これは誰が見ても、執行部が見ても地域の人が見ても、

観光客が見ても、やっとなる人以上に、我々議会、この間も議員は言うたけども、よかったなと言っていたけど、結果として、ああいうような状態だったという、そういうのが出たときには、最終、やっぱりことしはやっぱり市として何か救済策、何ぼ出せとは言わんけども、やっぱり救済的に考えていってあげるのが、これ、当たり前やと思うんですけども、それについてのことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今まで、ことしのようなことは想定がなかったんです。今までは、最低限のところを標準を合わせて、それで収支のバランスをとってきてるわけですし、こんなような状況になるというのは、今まで想定はなかったし、我々としても、なぜかなということをおもっています。

今回の指定管理の指定をまた改めてするわけですが、それについては、今回のことを踏まえて、開園期間中において、気象条件等、不測の事態により営業不能となる場合の赤字に関しては、市と協議するということを入れさせていただいているわけですが、以前はなかったと。天災はあるんですけど、天災と、これをこう読めるかどうかはわからなくて、新たにはっきりわかるように入れております。

ただ、今、2万6,000ぐらいですか、収支もまだ見させていただいてないので、とりあえず、市に入ってくるものはないだろうということで減額はさせていただいておりますけど、あと、この期間が終わって、収支の報告があるはずですので、その収支の報告があったら、それを見て、考えられるんだったら考えていきたいと思いますが、少なくとも、以前の協定書ではそういうふうになってるので、ふるさと会のほうも、責任は果たさならんというような意思を持っていただいております。

あとは、その結果を見て、結果の収支のバランスを見て、市がどのようにするか判断を今後していきたいと。とりあえずは、市に入ってくるものがないので、それを消すということにはしております。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 副市長の言わんとしておることはわかっておりますので、状況を見ながら、議員そのもの、我々もいうたら本当に今度は天災であると、なかったって、天災は天災やから、そこらを判断して、その状況を見た中では、やっぱり双方話をして、やはり守っていただくということの趣旨も十分させていただいて、本当に言うて、受けるところが現実はなく、お願いしたいと、お願いするというような裏話も、ほんまの話です。

そういうようなことでございますので、それだから、いっそ、3年よりも5年でしたほ

うがというふるさと会の気持ちもありましたので、そういうような気持ちを含めて、結果が出たら、ひとつ、大局的判断でよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○森上祐治委員長　　質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。
再開は、11時10分とします。

(休憩　午前10時57分)

(再開　午前11時10分)

○森上祐治委員長　　再開します。
20ページ、歳入までのところでまだ質疑ございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　2点あります。今の雑入で、もう一遍にやりますので、それぞれ答えていただきたいと思うんですが、資源ごみの売却量で546万の減、サイクリングターミナル340万の減と。これ、当初予算を見てみますと、資源ごみでは1,900万というような予算、それから、サイクリングは約1,000万ということですね。サイクリングについては、340万ということで、営業日数が3分の1ぐらい足りないというような計算なのかなというふうに思うんですが、その点、まず、資源ごみのほうから説明いただけますか。

○森上祐治委員長　　市民部長。

○市民部長（高木勝啓）　　資源ごみの減額予算について御説明いたします。この減額の主な原因は、スチール缶、アルミ缶、雑鉄の単価の下落によるものでございます。売却の数量は、前年度並みとなっておりますけれども、下落の単価から御紹介させていただきます。

この契約は、年に2回、前期と後期に分けてそれぞれ引き取り業者を決めておりますけれども、26年度、スチール缶前期が1キロ当たり18円、後期が15円。比較しまして、27年度の契約単価が、前期が10円、後期が5円。約3分の1となっております。

アルミ缶について申し上げますと、26年の前期が90.0円、後期が92.0円。27年度の前期が82.0円、27年度の後期が70.0円。そして、雑鉄につきましては、26年度の前期が15.0円、後期が12.0円。27年度で前期が7.0円、後期が3.0円。原因は、中国の生産力低下により、需要の減少があったものと分析されます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、鉄はそうだと。ほかの資源ごみも大体そういう傾向ですか。上がっているものはないんですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 古紙、つまり紙類につきましては、ここ四、五年安定しております。変動はございません。主に金属類でございます。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） サイクリングターミナルの使用料でございますけども、実績では、前年度と比較して3%増の見込みでございますけども、予算上、1,000万程度当初で置いておりましたので、今回、340万の減額とさせていただきます。以上です。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは、事業計画に対してはどうなんですか。指定管理するときに事業計画書出しますよね。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 予算については、事業計画に沿った形で置いたと思います。そやから、計画ほど伸びていないというようなことになったんだと思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、どういうんですか、その事業計画どおりに営業収益が伸びていないけれども、利益は確保されておるといえることですか。今の説明、ちょっと、もうひとつわかりにくいんですけど。事業計画よりもダウンをしておると。事業計画で行けば1,000万の収入があるということで、当初予算を置いてるんですね。当初予算、今見たら1,000万ぐらいになってますから、使用料収入がね。

それが、ここで340万の減額ということですから、当初の使用料1,000万に対して340万の減額というたら、3分の1強が減っておるということになった場合、相当の収益が落ちてるといのように印象を受けるんですけども、その関係性がちょっとわかりにくいので聞かせてもろうたんですが。どういうことですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 収益、最終的に今年度の決算がわかりませんので、どうなっておるのかというのはまだわからないんですけども、昨年度ですと、収支についてはトントンというような形になっておったと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、次に歳出に移ります。

まず、款1、議会費から款5、労働費までの審査を行います。

ページ数は、21ページから34ページまででございます。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページ数23です。離島振興対策費の中の離島航路補助金の減額になってるんですが、これについて説明をお願いしたいんですが。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） これにつきましては、沼島汽船の決算による金額が確定いたしましたして、それに伴いまして、国庫補助金の見込み額の精査によりまして、減額をいたしてございます。

決算のほう、これ、10月から1年間、9月までの間で決算を行います。そうした関係で、平成27年10月には平成27年度というのが正しいんかどうかわかりませんが、決算額が出ております。それに伴います今回の補正でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、これは、航路のほうの利用者がふえたので赤字が減ったという考え方でよろしいんですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） これ、全て一概に言えるものでないんですけども、全て今、委員のおっしゃいます旅客運賃等の利用がふえたため、赤字が減ったというふうな御質問だったと思いますけども、現実には、旅客の運賃等については、約0.5%近くは減ってございます。ただ、沼島汽船のほう、それに伴います経費の見直しということで、船を持っておりますドックの経費等々の経費削減とかによりまして、事業全体としての赤字分が減ったということでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、次に、款6、農林水産業費から最終ページまでの審査を行います。

ページ数は、34ページから55ページまででございます。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ここで、34ページの農業振興費の食の拠点施設第2期工事調査設計業務委託料1,400万円、これ、入札減ということになってるかと思うんですけども、その点確認したいんですが。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これは、28年度の当初にも置き直しをしておりますけども、27年度については実施を全くしておりませんので、全額減でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 その実施ができなかった理由は何ですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） まだ今の直売所の運営のほうに力を割いておりますので、次の次期工事についてまだ確定がしていないというようなところかと思えます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 きょう、農協の広報が入っておりまして、森組合長のお話が出ましたですね。あれを見ると、市のほうでは、そういう経理、経営の問題があるというようなことがあったことに対して、そうではないと、計画がずさんであったんだという対立感があると。農商部長も、その答弁については撤回、修正というようなことのお話があったわけですが、どうもそれだけでは事が済んでないという印象なんですね。

この対立感が今、続くと、やはり問題がさらに大きくなっていくという感じがしるわけですが、これ、どのように收拾をつけていくんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今後、JAのほうともよく協議をしてみたいというふうには思っております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 いや、これからということじゃなくて、もう既にやってないといけない、あるいは、その日程を決めてるというようなことでなければいけないというふうに思うんですけども、どんな段取りになるんですかね。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 早急に対応していきたいと考えております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それでやっていただいて、期待をしてる、農家にとっては期待をしていると。売上を見ると、平均で51万と、最高の人で400万を超えるというような売上もしてるというふうなことも出ておったようですね。51万というのは、それはそれ

で平均額ですから、非常に、その分では頑張っているような感じもするんですね。出荷者も登録者もふえてるし、これからもまたふやしていきたいというような意欲もあるわけですから、考え方として、観光客目当てじゃなくて、地元に基づいたというような方向性というようなことも出ておるようですので、そういった面も含めて、協議をぜひしていただきたいと。改善策、収拾策を早急にとってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

その点は終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そのすぐ下に、これ、新規就農事業支援事業の補助金がかなり減額をしとるようですね。これについて説明いただけますか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これについては、当初1,500万予算を計上いたしておりました。実績として、今、75万の方が4名いらっしゃいます。それから、150万という方が1名ということで、5人分の支給というふうになっておるところでございます。以上です。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 この制度の仕組みを説明いただけますか。事業の仕組み。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これについては、国からの10分の10の補助金でございます。新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまでの間、支援をするということで、年間150万円を限度に支給をしております。最長5カ年間、支給ができるというふうになっておりまして、人・農地プランに位置づけられた中心経営体であるということが条件になっております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、この間もちょっと、予算委員会するときにも質問があって、人・農地プランに関連する地域に入っている新規就農者と人・農地プランには入っていないけれども、新規就農があるというようなことの方と、二種類あるというふうな説明があったかに思うんですね。その数字、新規就農者、平成27年度新規就農者、あるいはこの5カ年ぐらいでの新規就農者の動向、どのようになっていますか。ざっとで結構です。大体、概数でいいですから。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 27年度については、今ちょっと手元に資料がないんですが、恐らく1名だと思います。26年度が4名の方、それから、25年度については13名、それから、24年度については12名となっています。これについては、Uターンとか雇的就農者をのけた人数で、全くの地元でない方がこちらへ来て新規に参入されたというような数字になっております。

この150万の補助金をもらっておる方については、5名が受給をされておるということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 かなりの人数の方が24、25と来られたと。この方々、皆さん定着されてるんですかね。農業に出荷、生産農家としてやってるかどうか、そういう実態についてはどうですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） ちょっと今、手元にその追跡調査の資料はないんですが、ほとんどの方は就農のままこちらにいらっしゃるのではないかというふうに思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 昔であれば、経営にちょっと行き詰まって、農業もしながらアルバイトもしながらやっておったというような例をよく聞くんですね。最近、こういう方々との接点が余りないので、ちょっとよく実態としてわからないんですけども、農業というのはやっぱりなかなか、そういう日銭を稼いでいくというのはなかなか大変で、5年間

ですから補償をもらっているということであればいいんですが、5名の方ということになってくると、残りの方はなかなか設備投資からして大変だというようなこともあって、厳しい経営の中でやっている実態もあるのかなと思うんですね。

こういう新規就農者なり、Uターン就農者なりについてのネットワーク、横のネットワーク、いろんな相談窓口をつくったりとか、そういう一定の支援策を講じていくようなためのアドバイスとか、そういうような組織、会というのはあるんでしょうか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 普及センターを中心にそういった会は持っておるというふうには理解をしております。新規就農の相談については、普及センターも含めて市のほうでも相談業務は行っております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 普及センターは県の機関ですよ。市としても、県と情報も交換をしながら、一定の連携プレーは必要だと思うんですよ。県にはわからない部分もあるだろうし。実際に市としての情報収集、キャッチもしておく、実際にこうした人・農地プランに基づくものをするのかどうなのか、また、それをさらに枠を拡大して、市の単費でもやろうとするのか、そういうことも考えていくべきときではないのかなというふうに思っておるんですね。

国の制度に乗っかるという部分と、市が農業に力を入れるという部分で、げたを履かせる、上乘せをする、横出しをする、あるいはそもそも新しいものをつくる、こういったことも必要になってくるのかなという思いはしとるわけですがけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 当然、市の担当のほうもそういった会には参加をしております。今、御指摘の、国のほうからの補助がない、そういった部分についても、今後検討していくべき課題であるというふうには理解をしております。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　ないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第4号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり決定
することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩します。
再開は、11時40分とします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時40分)

(21) 議案第5号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○森上祐治委員長　　再開します。
議案第5号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題
とします。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 4ページの歳出で、保険給付費が1億922万ということで伸びておると。当初予算に比べても支出がふえているということで、基金を取り崩して5,600万の埋め合わせをしたと。これは、当初予算から考えたときに、国保税を据え置いた結果としてなっておるとい点では、一定、市民負担を軽減しとるところについては評価もしたいということなんですが、この医療費がやっぱりふえておる中身について、わかってる範囲で結構ですので、説明いただけますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） この医療費の伸びにつきましては、ことし全体的には0.3%の伸びなんですけど、それは当初で見込んでおるわけなんですけども、10月診療と11月診療で、この2カ月間で非常に医療費が伸びました。その中身を見てみますと、入院件数が大体月平均で言いますと、290件から300件ぐらいが月平均なんですけど、この10月、11月につきましては、それよりも30件ぐらい多い入院件数がございまして、この30件多いことによりまして、その月の給付額がおおむねですけども、月単位で2,500万円程度の伸びがございました。

そういった特殊な事情がございまして、医療費のほう伸びたと、それに伴う高額のほうも伸びたというような形でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これ、レセプトを見ますよね。病名が打ってあると思うんですよ。病名がレセプトには、入院の病名がね。どんな病気が多かったですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 大変申しわけございません。そのレセプト単位のところまでは、私はちょっと確認はできておらないわけなんですけども、ただ、最近の傾向としまして、高いレセプトの病名とかを見ますと、脳梗塞でありましたり、心筋梗塞でありましたり、成人病に係る部分が非常に多いかと思われま。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　私も心筋梗塞の経験者でございましてね、それは、健診も受けておったらいい、予防的にやっとならいいということなんだけれども、それでもやっぱり脳梗塞、心筋梗塞を発症する傾向がある、特に若年の方なんかでも結構そういうことがある。高度な医療が進めば進むほど、医療費の負担がふえてくると、こういう傾向にあるのかなというふうに思っておるんですけども、その点、どのような理解をされておられますか。

○森上祐治委員長　　市民課長。

○市民課長（山崎稔弘）　　当然、委員おっしゃるような原因やと私も認識しております。国保のほうでも特定健診のほうを実施しております、その受診率も今のところ、過去からしますと年々上がっているような状況下にあります。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　これも、同僚議員もかねてよりいろいろ質問してこられた経験もあると。入院した場合は、高額療養費であてがわれる部分もあるんですけども、一般的には、大体、保険料の負担が今の国の制度基準でいくと、保険料で受益者、国民が負担をする、大体、30%から35%で、窓口では3割というのが大体もう決まっておると。

医療費の負担は、加入者が65%を負担するというスキームがあって、その足らずを国が今、35%程度であるんだけど、かつては、国が総医療費の5割ぐらいを見ておったという時代もあったかと思うんですけども、そういう時代認識についてはどのようにお考えですか。

○森上祐治委員長　　市民課長。

○市民課長（山崎稔弘）　　私もこのたびの一般質問の中でも、そういう議員の質問がありましたので、国保の変遷というのを若干見てみたんですけども、やはりその間には、いろいろな制度改正がありました、一概に昔は医療費に対しての5割というのがありましたけども、その間には、財政補填とかというのが基盤安定の充実でありましたり、財政安定化事業とかというのが新たにできておりますので、その辺は財源的には、昔は医療費ベースでしたけども、財源補填のほうは十分、今なされているのかなと認識しております。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それはちょっと違うと思いますね。数字をもう少し正確につかんでいただくということ、きょうはここでその議論をしても仕方がないので、また後日したいと思います。

これについては終わりますけれども、もう1点だけなんですけれども、医療費の通知運動をされてると思うんですね。医療費通知をされている、月1回ぐらい必ず来ると、それを見るたびに、ああ、よく使うとるなというようなことがあるわけなんですけれども、この目的は何なんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 医療費通知につきましては、2カ月に1回行っておまして、当然、医療費の金額を見ていただくというようなことで、医療費の抑制ということと、内容によりましては、重複とかもございますので、そういうところで重複受診とかも抑えていただくというようなねらいもございまして、その辺で医療費を抑制するというねらいでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 重複という概念なんですけど、例えば、この病院にかかったけども、薬がよく効かんから別の病院にかかるとか、この病院の診断がもうひとつはっきりしないからとか、治療方法について納得できないからということがありますよね。セカンドオピニオンというようなこともございますよね。そういう重複とセカンドオピニオンとの違いというのは、どういうところにあるんですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 非常に難しいところかなとは思いますが、やはり自分自身が病気にかかった場合、もしくは家族が病気になった際には、やはりその治療ということで、最善を尽くして完治のほうに向かうというようなところが本来の人間の気持ちかなと思います。

それは否めないところだとは思いますが、それと、重複と無駄というところの話になりますと、非常にその境目が難しいのかなと、そのように私は認識しております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 非常に難しいと思うんですよね。その点、だから、医療費の通知も一概にいいばかりのことでもないというような印象もあるんですね。これはどこがどのような経費を使ってやってるんですか。経費と、どこがやってるか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） これはもう当然、行っているのは保険者自身でございますけれども、この経費につきましては、国の特別調整交付金の対象になっております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、これは南あわじ市が発行しておると。これは、1人当たり、だから、はがきですから52円ですか、印刷費とか集計費とかいろいろあると思うんですが、特交になるんですか。交付金ですか。幾らになりますか。年間でどのぐらい使っておるのでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 医療費通知の件数につきましては、平成26年度の実績なんですが、3万9,548通ということで、52円を掛けますと、おおむね200万という金額になります。それに対しまして、済みません、医療費通知の国庫補助の収入については、ちょっと今、数字のほうが出てきません。申しわけございません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは、保険事業ということで、診療所関係のほうを見ますと、先ほどは入院がふえたということですので、診療所は外来ばかりですから、それとの関係性というのはちょっとよくわからない部分があるんですけども、この外来収入ということで、直営診療所勘定の11ページの国保診療報酬収入が100万円の減で、後期高齢者診療報酬が580万の減と。

入院費がふえておる国保の保険事業に比べて、診療所のほうでは外来部分が減っておるというようなことになっておるんですね。この関係、これにもこの減額の要因というか理由について、わかれば説明いただけますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 明確なところはわかりませんが、一つは、総じて人口が減少しているということが一つあるかと思えます。それから、これ、例えば、国保の診療収入のところ、灘の診療所分ということで、100万円減額しておりますが、当初置いておりましたのが、1,050万で上げておりました。それが950万程度になるのではないかとということで100万のマイナスをしてるんですが、26年度の決算の数字で言いますと、958万2,000円ということで、26年度より少しふえたような形での当初の計上にはなっておったんですが、26年度の決算と比較をしますと、それほど大きく変わらないというのが現状ではないかなというふうに思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 わかりました。この灘の国保のほうはそれでわかったわけですが、後期高齢者の沼島分、灘診療所も大きく減らしておるわけですが、今の説明であれば、26年度実績に比べたときには、余り差異がないということでございました。この二つについても同様のことですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 後期高齢者の診療報酬のほうで、沼島の診療所については、26年度の決算とおおむね同じぐらいでございます。ただ、灘の診療所のほうについては、26年度の決算額よりはやや少ないような決算の見込みになるということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは、高齢者の方の健康状態がよくなったということなのか、それとも違うことがあるのか、そのあたりはこれから見ていくんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 灘については、これは歳出のほうでも灘のほうで医薬材料費というのを減額しております。灘のほうについては、診察と、それと薬の処方もいたしておりますので、歳出のほうでジェネリック医薬品をかつてよりも使うようになってきております。その影響で、医薬材料費が減ってるんですが、その関係もあって、診療の報酬についても減っているのではないかとというふうに思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、外来の件数とか、外来患者の日数とかいうのは変わりはないと、薬剤費で減っておるといことですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 明確なことは言えませんが、恐らくそうであろうというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第5号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
暫時休憩いたします。
再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前 11時56分)

(再開 午後 1時00分)

(1) 議案第26号 南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 再開します。

議案第26号、南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 これ、改正では、団長及び副団長の任期は28年4月1日から29年3月31日までということは、これは、これからずっと1年単位ということになってくるんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長(藤本和宏) これにつきましては、条例においては任期2年という形になってるんですけど、今回、県の消防協会なり淡路地区協議会のほうからとの2年がそれぞれのところと1年ずつずれているということで、それを一緒にしてほしいということで、今回、その2年については、1年間だけ暫定的にするということで、条例の改正ということで出させていただいております。

ですから、28年度1年間だけして、29年度からは、また2年任期ということですよ。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようでございますので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第26号、南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第27号 南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第27号、南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第27号、南あわじ市企業団地企業等誘致条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(3) 議案第28号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第28号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 農商部を農林水産関連と商工観光関連に分けると、農業、林業、水産業のほうに力を入れるというような説明でありましたけれども、この企画部に商工観光を入れるということは、何か商工観光が軽いという印象を受けるわけなんですけれども、企画部、かなり所管がふえてくる中で、ちょっと商工観光というのは異質なものがするわけですけれども、むしろ商工観光部というような部をつくるべきではないのかという思いを持っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長(垣 光弘) この件については、本会議でも同様の質疑があったのかと思いますけれども、ふるさと創生課の定住対策に関すること及び企業誘致に関する事務と商工観光課が所管する起業家支援並びに商工業地場産業の振興に関する事務を行っており、関連があるということで、商工観光課を企画部に移しました。

また、部の設置との話ですけれども、今回、新庁舎開庁に当たって、組織機構を検討した結果であり、部の設置までには至っていないということでございます。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 関連は確かにあると思うんですね。そういう説明もあったかに思いますけれども、それはそういう考え方もある。ただ、やっぱり観光というのは大きな柱だと思うんですね。南あわじ市の中で観光が占める素生産高とでもいうのか、これはどのようになっていますか。生産高、売上。そういう角度って大事だと思うんですよ。どれだけのお金を、外貨を、これ、外貨を非常に獲得する部門ですよ。どれだけの利益を上げていくかというか、振興策というかね。

特に、第一次産業、第二次産業、いろいろあって、南あわじ市なんか、特に観光業と第一次産業の関連も強いと。そういう背景から農商部の中に入っておった背景もあったのかと思うんですけどね。その売上高、生産高ですよ。農業だったらこれだけ、製造業だったらこれだけというようなのは、一定あると思うんですけど。そういうものも見ていった上で、担当部を決めていくということが大事ではないかと、その生産高というのが、やはりどれだけ人が要るかというのは、行政的な対応が必要かということの尺度にもなってくると思うんですね。そういう部分のやっぱり点検なり、検討なりというのは、部の組織の都合だけではなくて、経済の実態とか地域の実情に応じて、そういう編成はあるべきでないかという思いから今、質問しとるわけなんですね。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 今、私のほうで観光が占める割合なりという部分については持ってはおりませんが、今回の組織機構の見直しについては、先ほども答弁させていただいたとおり、新しい組織、新庁舎開庁に合わせての部分であり、必要最小限という形でとどめさせておりますけれども、今後、そういった観光なりの部分で特化していく部分については、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、商工観光課が企画部に入ることなんですが、部屋の状況、例えば、商工観光課、今、2階ですよ。企画は3階ですよ。こういう形で今度は、その2階にいた商工観光課を3階へ上げる、そこら辺の部屋がえとか、そういうのを企画されてるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 課の配置ですけれども、現在、3階には環境課が入っております。これは、1階の市民部が所管しておるものでございますけれども、今回、商工観光課の移動についても検討してみましたけれども、商工観光課を3階に上げても、環境課が2階にいるというふうなことから、配置については、現行どおりの配置で行うこととしております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、お聞きしますけれども、この新しい編成になりますと、企画は結局、課が何課になるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 企画部にありました情報課が総務部に移って、課の数は現在と同じでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうすると、その職員数はどうなりますか。その企画の職員の数。もちろん、これから多少異動あるかわかりませんが、今の現状ではどれだけの人数になりますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 数については、今ちょっと持ち合わせてはおりませんが、情報課にはケーブルテレビの関係の職員がおりますので、その部分だけが企画部からは少なくなる程度かと思えます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 農商部は、要するに、範囲が広いということで、そういうふうな形でいろいろと分けたんですけど、それでまた一つの部が人数が多くなるようなことがありますと、またその担当の部長も大変かなと思えますので、そこら辺、均衡はとれているというふうに考えてよろしいですね。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 均等はとれているのかなと思っております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑ございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第28号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（4） 議案第29号 南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第29号、南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第29号、南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(5) 議案第30号 南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第30号、南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第30号、南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(6) 議案第31号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第31号、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは。子育て、あるいは介護も含めてなんですけれども、そういう、特に子育ての方ですね、支援をするというふうなことになるのかなと思うんですけれども、これに該当する職員は、今、南あわじ市で何人ぐらいいるんでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長(垣 光弘) 今回の部分で、小学校入学前から小学校に就学している子供にあって、この制度が利用できるということになっておるんですけれども、現在、利用さ

れている職員は、おってないです。ただ、対象者何人かについては、現在、ちょっと資料を持ち合わせてはございません。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 その利用してないということは、これを利用しなくても勤務には支障がない、介護についてそういうことを、いわゆる介護離職とかいうのもよく言われるんですけれども、そういうことにはなっていないということですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） そうでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、これちょっと元の条例のほうを調べてないんですけど、早出、遅出勤務と、早出というたら何時からとかいう、そういう規定はあるんですか。遅出は何時以降からとかいう。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この制度については、今まででしたら小学校入学前の子について、保育園への送迎、またはベビーシッターが来るまでの時間、面倒を見ている場合など、また、小学校の子については、放課後児童クラブ等へ送り迎えの時間を考慮した時間をずらすことが前提となっており、それも職員からの請求により承認することになるということで、この場合、公務の上に支障があるときは認められないということになっております。ただ、認められない場合もあるということで、特に前後する時間の規定等はありません。

以上でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そしたら、これは、1日単位でいいことですか。例えば、1カ月とか

2カ月とか3カ月とか、そういう単位ではなくて。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 1日置きとかの部分についても可能でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ということは、別に期間の定めはないわけですね。1カ月単位でとるとか、そういうのでなしに。わかりました。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第31号、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（7） 議案第32号 南あわじ市職員の退職管理に関する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第32号、南あわじ市職員の退職管理に関する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 この条例を平たく説明をいただければと思うんですが、ざっと読んだところ、天下りの、あるいは、特定利益のために働くなというような読み方をするわけなんですけれども。平たく説明いただけますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この分については、地方公務員法の改正によって、離職前にあった職を利用して、現職の職員への契約事務等への働きかけなりを禁止するというものでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 具体的に、もうちょっとかみくだいて。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 地方公務員の退職管理の適正を確保するための退職管理ということで、法改正、法律の分では、営利企業等に再就職した職員が離職5年前までに在職していた組織の現職職員に対する契約事務等への働きかけを2年間禁止する、また、営利企業等に再就職した職員が離職前5年間の職務でみずから決定した契約事務に関して、現職職員への働きかけを将来にわたって禁止する、また、営利企業等に再就職した職員のうち、市長の直近下位の内部組織の長、南あわじ市では部長は、離職前5年に限らず、その長の職務にあったときの組織の現職職員に対する契約事務等への働きかけを2年間禁止するなどということで、その業務にかかわった部分について、退職後、現職の職員に契約等を求めたりしないとかいうふうな事のかかわりを制限するものであると思っております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　つまり、頼むでというような声かけもあかんということかな。

○森上祐治委員長　　総務課長。

○総務課長（垣　光弘）　　そう考えております。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　質疑がありませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第32号、南あわじ市職員の退職管理に関する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手　多　数）

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（8）　議案第33号　南あわじ市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について

○森上祐治委員長　　次に、議案第33号、南あわじ市職員の配偶者同行休業に関する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この条例、ざっと読んでみたら、おおむね理解できるんですが、ちょっとこれ、担当の方、言葉で概要をちょっと説明していただけますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この条例制定は、平成26年2月21日施行の地方公務員法改正によって設けられた外国で勤務等する配偶者と生活をともにすることを希望する地方公務員の継続的な勤務を促進するための制度でございます。それに合わせて条例化しております。

この配偶者同行休業制度は、職員が家庭生活を全うしながら能力を最大限に発揮して勤務するため、それぞれの外国で勤務するなどの事情に応じて、やめることなく休んで海外で同行することができるというふうな制度でございます。

この制度については、配偶者が6カ月以上にわたって継続して外国に滞在する場合、公務の運営に支障がないと認められ、かつその職員の勤務成績や職務への復帰の意志などが考慮され、3年の範囲内で休業が承認されるものでございます。休業中の給与等の支給はありません。

以上でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、課長、これ今、ちょっと条例、全部読んでないんですが、第2条、今、課長もちょっと触れてましたけど、「任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとき、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で」ということを書いてあるんですね。ということは、これを認める場合には、職場、雇用者の場合には、この申請した場合、二つのハードルがあるんですね。

一つは、この方が休んで同行しても、公務の運営に支障がない、端的に言うたら、ある課によって、この人が1人抜けても、うちの課の業務は支障ありませんよ、職員の補充することもありますよという一つのハードルがある、この文章から見たら。

それで、そのハードルを越えた後、「当該申請した職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる」と、これ、二つのハードルがあるんよな。そんで、これ、この文章が的確かどうかわからん、これ、直したほうがええと思うんですわね。

でないと、課長、どこかの課の課長補佐的な人がこういう申請を出した、公務の運営に

支障がないと認めるときやいうて、そういうことが市の職員の中で、課の中に配属されとる職員が、誰か抜けて、運営に支障がないと認めるやいうようなことが現実にあるの。こんなことが、これをそのまま適用されたら、これ、申請されて、承認を受けるやいうことは、ほぼ不可能と違うの。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この部分については、公務に支障がない場合と書いてありますけれども、海外へ同行して休業する場合、その裏づけとして臨時職員、人事、職員の配置がえ、そして、それでも十分足りないときには、臨時職員の裏づけもできますよというふうな規定も合わせてこの条例に規定しておりますので、公務の支障がないというのをつくり出すようなことも、手だてもこの規則の中にはございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が説明されたやつは、どこかに、運用規則か何かに、どこかに書いてあるの、そういうことは。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 第9条の中にございます。この制度の始まりは、南あわじ市においても何年か前に学校の先生をされているだんなさんが海外へ行くというふうなことで、一旦退職された職員もおります。そういうふうなことで、有能な職員を退職することなく、休業でまた海外から復帰した後にはまた元の職場で頑張ってもらおうというふうな制度でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、それはもう、この制度は何も悪いや言いよるのと違う。それは大いにこういう制度は必要やと思うけど、ただ、この条例を読んだときに、こういう条例があるということは、一つの大きなハードルになるという、これを見た場合に思うわけですわね。これ、国がつくったというんなら、国がつくったように、最終的に運用しよる、この末端の市町村が運用しよるのやから、こういうのが運用しにくかったら、国にやっばり、運用するほうが直してもらおうように言わんことには。

今、言うたら10条かどこかで、またそこに書いてあるというからそれでええけど、や

っぱりこれを平たく読んだら、非常になかなかとりにくいように受けとめるわけやの。そやから、やっぱりこういう制度をつくってあるのやから、機械的にというたらまた語弊があるのやけど、ほぼ機械的にこういうことができるようにしとかんといかんと思うんよな。でないと、何かハードルをつくったら、非常にしにくくなると思うんよ。そこら、どない思いますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 公務に支障がないというのは、公務の運営に支障がないと認めるときというのは、我々、年休をとるにしても何にしても、公務の支障がないときというふうな形であるのかなと思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、課長、年休やことと違うて、これは長期やからね。年休というような期間ではまた違うと思うんよの。そやさかい、やっぱり、これはもう最終的にはそれはそんでええのやけど、こういう条例をつくって、何か積極的にそういうことを奨励しとる反面、足かせがあるようにも思える文章というのが、やっぱりおかしいと違うかと思うんよの。もっと積極的に奨励できるような文章に、条例にしておいてもろうたほうがええと思うのやけどね。まあまあ、これは運営していったってそんなことは、運営していったってそういうことは余りないだろうけれども、やっぱりこの条例として、何か。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 印部委員の御意向というのもよく理解はできます。ただ、法律、法令等を制定する場合は、ちょっと決まり文句的な、逃げといたらちょっと語弊があるんですけど、こういうような表現の仕方がかなり多いと。そして、今、産休はもちろん昔からあれですけど、育児休暇も積極的にといますか、申請がありましたら育児休暇も、かなり長期なものにつきましても、いろいろ人員をやりくりして、積極的にこちらとしては与えていくようなスタンスでおりますので、この件につきましても、このような事例が出ましたら、できるだけ申し出があった方の御意向を尊重するような形で総務課としても、総務部としても対応していくことになるというように考えております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはあれですか、海外というのがもう大前提ですか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 海外が前提でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第33号、南あわじ市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（9） 議案第34号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第34号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 大体、日額が多いんですが、月額の中で、特に認知症初期集中支援チーム専門医、月額というふうになっています。これは、そのケースによるというのか、いつでも出してもらうというような意味合いと捉えるのか、このあたりちょっと説明いただけますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この報酬が月額になっているのは、この認知症初期集中支援チームの専門医については、月1回の打合会と随時相談というふうな形で、毎月の業務がほぼかたまっているため、月額としております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは、人数は1人ですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 1名でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 この認知症ということに対しての専門医、専門性というところはどんなところで担保されているのでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この専門医については、チーム員となる保健師、社会福祉士などが初期集中支援を行う訪問活動に対して認知症に関する専門的知見から指導・助言を行う医師で、日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門員、または認知症疾患の鑑別診断等の専門治療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師ということで、市内におられる専門医で

ございます。

○森上祐治委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第34号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(10) 議案第35号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長　次に、議案第35号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第35号、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(11) 議案第36号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

○森上祐治委員長 次に、議案第36号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 一般行政職の給与改正ということで、若干の増額と、これはこれで結構なんですね。ただ、これに伴って臨時職の関係はどうなるんでしょうか。あるいは嘱託、非正規でどうなっていくのかな。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 嘱託職員の月給制の職員については、この人勧アップに、人事院勧告に伴い、4月から新しい、今回可決していただけたら、その給料表に改定します。以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それと、これの影響は、きのうもありましたけれども、400人の臨時職員全員に及ぶという理解をしいんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 嘱託の月給職員でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 臨時職員は400名でございましたが、嘱託職員はそのうち何名ですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 昨日は27年4月1日現在ということで、395人ということで報告させていただきましたが、その資料で行きますと、月給職員は159人でございます。以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そうしますと、240名弱が臨時職員ということで、そこにはこの及ばないと、それはやはり、ちょっと臨時職員に対して処遇が悪いんじゃないかと思うんですけど、どのようなお考えですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 臨時職員の部分ですけれども、保育士、幼稚園教諭の時間給

の職員の方につきましては、時間給職員900円のを1,000円、そして、延長保育に係る保育士については、1,000円を1,100円ということで改定する予定でございます。28年度の施行分より改定する予定でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 保育園はそれで結構ですけれども、それ以外にはいかないということになると、やっぱり何か臨時職員で賃上げに反対する方でもおるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 賃上げに反対する方はおってないと思います。
以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そうすると、保育所関係を除く臨時職員については、これは及ばないという理論的根拠は何なんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 保育士、幼稚園教諭については、前々からも職員募集をかけたもなかなか集まってこないというふうなこともございまして、やっぱり子育ての部分で保育所で預かった子供をきちんと保育するには、保育士が欠けては到底だめかなというふうなことで、現場の求めに応じて保育士職員が応募しやすくなる形でも考えて、時給単価を上げております。
以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 今、これまでの処遇改善で、例えば、消防団員も100円ずつ上がってますよね。これも、位置づけとしては非常勤の職員というような格好ですね、消防団員もね。すると、そこの部分だけがもう取り残されていくと。

この議論、僕も指摘しましたけれども、臨時職員なくして南あわじ市の行政はあり得ないと。そうすると、なぜそこだけをのけものにしていくのかと。ちょっと納得できない部

分がありますね。これはちょっと賛成できないですね。
終わります。

○森上祐治委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第36号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　挙手多数であります。
よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(12) 議案第37号 南あわじ市行政手続条例及び南あわじ市消防団員等公務災害補償
条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長　次に、議案第37号、南あわじ市行政手続条例及び南あわじ市消防
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　質疑がありませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第37号、南あわじ市行政手続条例及び南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(13) 議案第38号 南あわじ市財産区管理会特別会計条例の一部を改正する条例制定
について

○森上祐治委員長　　次に、議案第38号、南あわじ市財産区管理会特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第38号、南あわじ市財産区管理会特別会計条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。
再開は、午後2時とします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時00分)

(14) 議案第39号 南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 再開します。
次に、議案第39号、南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第39号、南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(15) 議案第40号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第40号、南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 このマイナンバーの活用というようなことになるのかなと思うんですけども、ここの説明で、個人番号の取り扱いが整理されたと、法人との関係で、どのように、何が整理をされたのかということについて説明いただけますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長(榎本輝夫) 国税の申告等に関連いたしまして、同時に複数の書類を提出する場合がございます。その場合につきまして、いわゆる個人の納税義務者の負担というのを軽減するために、この個人番号の記載を要しないということといたしております。地方税についても、国税の考え方に準ずるというふうなことでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 合理化を図るということになるのですが、共通番号、共通認識の中で、システムにもいろいろ問題があって、事件が発生するということもあり得ると、そうした場合、これは、どこに過失があるかというようなことになるかと思うんですけども、地方税に書かれているものであれば市にある、国税に書かれているものであれば国にある、そういう立て分けの中で、補償責任というのが分割されるというふうに思うんですが、どのような御見解でしょうか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 市税の条例に関しましては、上位法にあります地方税法、それから、国税徴収法等に基づきまして制定されております。ですから、市の中での、そんなことはあってはならないですけれども、漏えいもし万が一あったといたしましても、それがいわゆる県、国のほうに行くとかいうのは余り考えにくいのかなとは考えておりますけれども。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 普通に考えれば、機密漏えいしたところが損害賠償の責任を負うということになりますよね。この共通化ということになってきた場合、どこで漏れたかというのがなかなか特定するのが難しいのかなというようなこともあって、ちょっとお伺いしたのですけれども。結構です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第40号、南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(16) 議案第41号 南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第41号、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第41号、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(17) 議案第42号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第42号、南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この条例について、ちょっと概要について、ちょっと説明を先にいただけますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） この条例の制定の目的につきまして、少し説明させていただきます。まず、地域再生法に基づきまして、淡路市内の地方活力向上地域内におきまして、いわゆる本社機能を有する業務施設の新設あるいは増設を行う業者に対しまして、固定資産税の不均一課税による税制面での支援を行うことで、いわゆる就業機会の創出、または経済基盤の強化を図るといようなこととございます。

その制度の内容といたしましては、ひょうご本社機能立地支援計画というのがございまして、それに基づきまして、事業者のほうから業務施設を新增設した場合に、それに係る固定資産税、いわゆる土地、家屋、償却資産に係る税につきまして、これを不均一課税ということで3年間10分の1課税といたしまして、税制面での支援を行うといようなこととございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今までの企業団地における企業誘致のときも税制優遇措置があったと思うんですね。この企業団地のときの固定資産税の優遇措置と、今回との違いは、

まずどういう違いがあるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 企業団地におきましては、企業立地促進法の優遇措置でございます。違いといいますと、まず、投資額が違います。企業立地促進法におきましては、投資額が2億円以上ということで、この活力のほうのは、大企業が投資額が2,000万以上で、中小企業が1,000万以上のものに対して、優遇措置がされます。

それから、対象業種もありまして、企業立地促進法の場合は、産業分類表におきまして、20種類の事業が対象になってまいります。この活力のほうは、全事業が対象になります。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 企業誘致の場合は、固定資産税の軽減の、たしか4分の3であったかと思うんですが、3年か5年間、交付税算入があったように思うんですね。この場合の10分の1の場合、残りは、これも交付税算入があるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 企業団地の場合も、75%の交付税算入がございました。この地域活力のほうにおきまして、75%の交付税算入がございました。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、今回の場合は3年か、5年か。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） どちらも3年でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今のところ、南あわじ市内においてこの固定資産税の不均一課税を利用して企業進出らしきものは、今のところ、どういう状況になってますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今のところ、まだございません。移転型のほうは、東京の23区から移転してきたものに限ります。それから、拡充型のほうは、県内、地方でもいいということでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これは、地域再生計画による地域指定というようなことございました。それで、これもまた本会議場でも説明があったんですけども、再度説明いただけますか。地域指定。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） これ、地域指定がございまして、南あわじ市内では、企業団地、それから学校の閉校跡地、それから、清掃センターの跡地とか、活用がなくなった市有地のところを指定しております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それは、何かそういう制限があるのか、もうちょっと全域というような、地域再生でしょう。これ、地域再生法というのは、合併をして、そしていろんな地域がもっと発展するよというよいう意味合いで地域再生法があり、それによる地域再生計画がつくられたと。きのうもちょっと言いかけたんですが、下水道事業なんかは、小泉純一郎首相のときに、地域再生計画ということの指定を受けて、交付金をいただいていたというよいう歴史があったんですね。

 しかし、今のことで行くと、非常に範囲が狭いという印象があるんですね。このせめめた理由というのは何かあるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） この計画は、兵庫県一本で国のほうに申請しておるわけなんですけれども、別に南あわじ市内全域でもいいんですけれども、それではずっと地番を拾っていかなくてはいけませんので、淡路地域内で担当者が会議を行いまして、

市有地の跡地をやろうということで、なかなか、私の土地を挙げるということは、なかなか難しいので、やはり市の活用をしなくなった土地を挙げていこうということで決まりました。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 例えば、工場の閉鎖、私たち松帆でも、瓦工場が閉鎖されたとか、会社寮であったものが空き家になってるとか、そういうところに進出しようとするような企業もあるかに聞いておるんですね。そうすると、この民間の活力を本当に生かし切るといふ点では、やっぱり弱いかなど。もっと幅広い力でもって、その地域の再生を図ると、振興を図るといふ視点といふか、スタンスが必要でないのかなと。

まち・ひと・しごとの総合戦略においても、行政一本じゃなくて、地域を挙げて創生をしていこうというニュアンスが入っているかに思うんですよ。やっぱりこれ、限定をするといふことは、やっぱりちょっと足りないかなという印象がありましてね、聞かせてもらったんですけど。これはもう、一旦決めると、もう変えられないんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 兵庫県下で一本で国のほうに申請しておりますので、変更はできますけれども、それによって兵庫県下各市の承認が必要になってまいります。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それに反対するところはないと思うんですね。手続にちょっと時間がかかるというような意味合いですか。どのようになっていくんですか。変更の手続。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 県のほうに申請しまして、それから各市に照会をかけていくような手続になると思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それは、そしたら、それぞれの市長の了解の判こがあれば、オー

ケーということですかね。これは、議会の決議が要るようなものじゃないんですよね。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　そのとおりでございます。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　ですから、幅広い視点を持っていただいて、民間の積極的な意欲があるものも拾えるような、そういう手だて、体制というのをぜひとっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　今回は、なかなか民間のところまで、どこがどうやとかいう拾うのがなかなか難しかったように思います。現在は、こういうところだけを指定しておりますけれども、その他のところは、企業誘致条例のほうの優遇措置もございしますので、そちらのほうも活用していただければと思います。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　ちょっと済みません、企業誘致条例、企業団地以外でもいいんですかね。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　はい。企業団地等誘致条例と、その他企業団地のほかの部分、企業誘致条例と2本ありますので、そのほうで活用できればと思います。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　そしたら、そういうものが進出してくる企業にもわかりやすい形で伝えていく仕組みというの必要ですね。いろんなことがあるかと思うんですけれども、考えているところも結構あるように聞いておりますので、それはどのように伝えていくことになるんですかね。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　ホームページとか、さんさんネットの文字放送、
広報などでお伝えできればと思っております。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　積極的にそういうアピールもしていただいて、また、地域における
情報もいろいろあるかと思しますので、そういうこともよく収集をして、対応して
いただきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　ないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第42号、南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求め
ます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(18) 議案第43号 南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第43号、南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第43号、南あわじ市リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(19) 議案第53号 南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第53号、南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第53号、南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(22) 議案第6号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○森上祐治委員長 次に、議案第6号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それぞれの歳入、歳出の件なんですけれども、全体として今、医療費の動向ですね。これについて、兵庫県下の後期高齢者の医療費の動向、27年度です

ね、どうなってるかということについて説明いただけますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 27年度の医療費につきましては、後期高齢のほうからはまだ報告は来ておりませんが、ここ数年の医療費の伸びからしますと、やはり医療費ベースで3%ぐらいの伸びはあろうかと思えます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 金額にするとどうなりますかね。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 27年度の数字は今ございませんけども、25年と26年の兵庫県の総医療費を、給付費を見ますと、25年につきましては、5,973億円。それに対しまして6,156億円でございます。

南あわじ市の数字と申しますと、73億8,000万円に対しまして、78億4,000万円でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これで行くと、7%ぐらいの伸びになるんですかね。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 兵庫県全体で見ますと、3%。南あわじ市のほうは、ちょっと率は高いと思えます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 高齢化率との関係もあるのかなというような印象もあるんですけども、県下全域の高齢化率に比べて、南あわじ市の高齢化率、あるいはこの1人当たりの医療費とでもいうのか、高齢者のね。そういう比較というのはされてますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 1人当たりの医療費でございますが、この給付費ベースなんですけども、きのうも若干触れましたが、25年度では南あわじ市が87万7,404円で、26年度につきましては、93万5,245円でございます。これに対しまして、県の25年度は、南あわじ市よりも若干高くて、90万5,881円。

ところが、26年になりますと、県の平均が91万5,991円ということで、この25と26の間、25は南あわじ市は低かったんですが、26が高くなったということで、南あわじ市の給付率のほうが上がっております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 こういうのは、なかなか分析は難しいんでしょうけども、マクロ的に見て、伸びが高いという理由というような分析も必要なんじゃないのかなと。分析がね。なぜ伸びておるのかと、どういう疾病がふえておるのかとか、どういうところに、外来にかかっておるのか、入院にかかっておるのかとか、そういう何らかの分析というのは必要なんじゃないのかなというふうに思っておるんですが、そのあたり、どのようにされてますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 当然、医療費分析は必要かと思うんですが、国保に关しましては、レセプトにつきましては、全て南あわじ市のほうで確認できる状況にあるんですが、後期高齢に关しましては、保険者が広域ということで、元のデータ自体が広域のほうで保管ということで、あらゆるデータの数字は、統計的な数字は報告は来るんですけども、細かいところについては、年間、毎年、広域連合の各市町村に係る医療費の状態とか、上位何位とかいうような数字は来るんですが、全体を見たような数字はなかなかちょっと把握できておりません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それが、広域化の弱点ですね。広くすると、そういうものがなかなかわかりにくくなると、広域化することによって、情報がかみにくいと。国保ならばある程度分析ができるけれども、後期高齢者に広域化していくと、なかなかブラックボックス化してしまうという面が出てるように思いますね。

でも、そういう中であっても、ブラックボックスの中を開けると、見に行くということを担当としてもやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 広域化することによりまして、委員おっしゃられるように、デメリットの部分とメリットの部分はあろうかと思えます。そういう費用負担については、先ほど申し上げた医療費の25年と26年について、南あわじ市は急激に伸びておりますけども、それが直接的には、保険税のほうに影響してこないところがメリットがあると思えます。

その後なんですが、その医療費をどう分析するかということにつきましては、当然、保険者の中の一員でございますので、南あわじ市自体の医療費が上がっておるところは、分析していく必要があるかと思えます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そこを言いたいんです。それは、いいところもある、悪いところもあると、それはわかりますよ。でも、その悪いところをなくしていくという努力をしないといけないわけですよ。だから、そのことを言っておるんで、なかなか仕組みとしてできるのかできないのかわからないですけども、やっぱりブラックボックスにしないと、しっかりと自分、南あわじ市の行政、健康政策、福祉政策、医療政策に反映するための基礎データをやっぱりとっておかなあかんのではないかということなんです。常にそういう視点でやってほしいというように思っておるんですけど。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） そのように努めたいと思えます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思えます。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第6号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(23) 議案第9号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算
(第2号)

○森上祐治委員長 次に、議案第9号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第9号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（24） 議案第10号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
（第3号）

○森上祐治委員長 次に、議案第10号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ケーブルテレビの新年度予算のほうでの聞いておけばよかったんですが、この4ページの収入でのショップチャンネルの配信料というやつですね。確かにショップチャンネルというのもいいんですけども、何か売らんがための、買わんでもいいようなものを買わされてるというような、それに手を貸しているかのような印象もちょっとあるんですけどね。優良品、不良品というのがわかりにくいというのか、何か嗜好をおおるといえるのか、そういうようなのが結構多いように思うんですよ。そういうチャンネルが出てくると、ちょっとすぐチャンネルをかえたくなくなるというタイプなんですけども。そのあたり、どのようにお考えですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 私自身も、そのショップチャンネル、これ、1時から6時の。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時33分）

(再開 午後 2時34分)

○森上祐治委員長 再開します。
情報課長。

○情報課長(富永文博) このショップチャンネルについては、1時から6時という時間帯で放送しております。私自身もそれを全て見ているわけではございませんので、またこの仕組みを導入した経過についても、ちょっと十分に聞いておりませんので、一応、その内容については一度確認をさせていただきたいと思えます。

ただ、クーリングオフというような制度もあると思えますので、そこら辺はまた、そこら辺も含めて一度、確認したいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 僕はね、クーリングオフせんなんようなものは、宣伝したらあかんのですよ、公共のテレビでね。それはいかんと思うんですよ。だから、そういうものじゃないと思うんだけど、やっぱりどうしても買え買えという、わあ、素晴らしいとか安いとか、ようわからん価値観の中で動くケースもあるのかなという印象もちょっとあるんですけど、それがなければいいんですけど。そういう傾向がちょっとあるんじゃないのかなという気にちょっとなりましたので、聞かせてもらいました。

あと、デジタル化をしたことによって、例えば、野菜の市況なんかを見るのに非常に便利になってますね。非常にありがたいと。年寄りにはちょっとまだ操作に迷っているというか、横について、こうやってするんやでというように教えるんですけど、なかなか理解できないと。農家の中には、そういうのはなかなかわかりにくいなというような声もちょっとあるんですね。これについて、また農協なども協力しながら、よくわかるようにまたしていただければというふうに思うんですけど。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長(富永文博) そのデータ放送の分でございますけれども、3月1日から旧の文字放送にかわって、放送させていただいております。今おっしゃった操作の分でございますけれども、当然のことでございますけれども、ケーブルテレビの職員においては、電話等においてその説明用の資料を用意して対応させていただいております。また、自主放送の中でも、その操作について御説明を申し上げておるところでございます。今後もそ

ういうような形で売り込みをさせていただきたいと思います。

○森上祐治委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第10号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　挙手多数であります。
よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(25) 議案第59号 権利の放棄について

○森上祐治委員長　次に、議案第59号、権利の放棄についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第59号、権利の放棄についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(26) 議案第60号 財産の無償貸与について (旧丸山小学校)

○森上祐治委員長 次に、議案第60号、財産の無償貸与について (旧丸山小学校) を
議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 非常に積極的に対応していただいたことはありがたいこと
ではあると思うんです。ただ、これがいつごろスタートしていくのかとか、事業の内容と
かいうのがちょっとわかりにくいんですね。レモンの植樹をすとか、何か喫茶店をやる
とか、いろんなことが言いよるわけですけども、どのようにしていくのか、ちょっと方向
性がはっきり定まってない印象があるんですね。いつごろ何をやっていくのか、そういう
確認をしておるんでしょうか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長 (北川真由美) 時期につきましては、この議案を採決、議決いた

だいた後、4月1日に契約を結ぼうとしております。それで、1年以内に着手していただくという契約書の内容でございます。

計画につきましては、最初、28年度におきましては、レモンの苗木を校庭に植樹いたします。それ以降、2年後をめどに食品加工の工房、それからレストランを3年目に開業するというような予定でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 レモンの木の植樹なんですけれども、校庭を、土を入れかえたりとか、あるいは客土をしたりとか、レモン向きの土地というのか、そういうものはあると思うんですね。この方は、レモン栽培の経験はあるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） レモン栽培はないようでございます。今は、大豆のほうの栽培をされているようでございます。土地ですけど、旧の丸山小学校のところは、金気といって、山のほうからちょっと鉄分の含んだ水が流れております。ちょっとそれが心配になりまして、うちのほうで普及所のほうに土質の調査をしていただきました。レモンの栽培につきましては、それは関係がなく、育つということで聞いております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 例えば、井戸水とかを使うんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今のところ、まだ井戸水を使用するようには聞いておりません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 なかなか植物の栽培というのは難しい面もあるということも、経験がある方とない方とであったら、大豆の経験を生かしてもらえればいいんですけども。大豆と木と、またちょっと違うのかなど。剪定をしたりとか、いろいろな管理ですね、こういうのも必要になってくる。場合によっては、鳥獣害との戦いというものもある。そう

というようなところも見越してのことですので、農業振興部、普及所との連携をとりながら、農業分野での裏づけというのか、支援体制というのか、こういうのも当然、必要になってくるのかなど。

農家であれば、普及所というようなこともあるんですけども、事業者に対して普及所なんかの支援もあるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今のところは、30年間の無償貸与ということで、これといった優遇の措置はしておりません。この会社の社長さんも、一番気にしておられるのが、自分が淡路の島外からこちらのほうに来られるということで、地域の人たちと仲よくやっていきたいということでございますので、その辺はしっかりやってくれるのかなというふうに思っております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それは、私が言うことでないのかもわからないんですけども、やっぱりそういう果樹の栽培について、南あわじであればそういう果樹栽培、普及所なんかも経験ある、そういう知識もあるということもありますので、つなぎをしっかりとやってもらって、円滑にいくように、うまくいくように、そういう支援体制も、ソフト的な面ですよね。これもぜひとっていただきたいということを思うんですよ。吉備大学もあるかもしれないですけど、そういうところがやっぱり手間かかる話だし、放っといたら育つというものでもないと思うんでね。そのあたり、十分に体制をとっていただきたいということです。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第60号、財産の無償貸与について(旧丸山小学校)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(27) 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について
(大川・土生・円実辺地)

○森上祐治委員長 次に、議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(大川・土生・円実辺地)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(大川・土

生・円実辺地)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(28) 議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について
(払川・油谷辺地)

○森上祐治委員長 次に、議案第62号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(払川・油谷辺地)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第62号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について(払川・油谷辺地)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(29) 議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について
(吉野辺地)

○森上祐治委員長 次に、議案第63号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野辺地）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第63号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野辺地）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(30) 議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について
(黒岩・惣川辺地)

○森上祐治委員長 次に、議案第64号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の

策定について（黒岩・惣川辺地）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第64号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（黒岩・惣川辺地）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

3月23日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ありがとうございます。それでは、委員長・副委員長に一任という声がありましたので、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○森上祐治委員長 次に、閉会中の調査事件の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の所管事務の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにします。

3. その他

○森上祐治委員長 次に、その他に入ります。

委員から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 執行部から何か報告事項がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 以上で、総務委員会を閉会します。

閉会の挨拶を、蛭子副委員長、よろしくお願いします。

○蛭子智彦副委員長 大変長時間にわたりましたの慎重審議、御苦労さまでございました。執行部におきましても、本当によくわかる説明をいただいたと思います。今後もよろしく願いいたします。

本日はどうも御苦労さんでございました。

(閉会 午後 2時51分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成28年 3月15日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 森 上 祐 治